

福岡市公報

令和 7 年10月30日 第7187号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目 規

次— 則

ページ

- 福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部改正（第88号）…………… 1
- 福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則の一部改正（第89号）…………… 2
- 福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部改正（第90号）…………… 3

告

示

- 地縁による団体の代表者の変更（第225号）…………… 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（第226号）…………… 3
- 緑地の廃止（第227号）…………… 4

公

告

- 開発行為に関する工事の完了（第307号）…………… 4

規

則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第88号

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成27年福岡市規則第158号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第12項及び第 3 条第 1 項中「第10号、第12号、第13号及び第17号」を「第 9 号、

第11号、第13号及び第16号」に改め、同条第2項第2号の表に次のように加える。

4 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務	児童福祉法第24条第1項に規定する児童の扶養義務者に係る市町村民税（個人に係るものに限る。以下同じ。）に関する情報
-----------------------------	---

第3条第2項第7号の表1の項中「（個人に係るものに限る。以下同じ。）」を削り、同表老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務の項事務の欄を次のように改める。

3 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務

第3条第2項第11号の表1の項中「第51条第1号」を「第51条」に改め、同表2の項中「第107条第1号」を「第107条第1項」に改め、同項特定個人情報の欄を次のように改める。

当該保険料の徴収に係る被保険者に係る介護保険法第135条の保険料の特別徴収に関する情報

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。ただし、第2条第12項、第3条第1項、同条第2項第7号の表老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務の項事務の欄及び第3条第2項第11号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和7年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第89号

福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則

福岡市国民健康保険はりきゅう費の助成に関する規則（昭和45年福岡市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「福岡市国民健康保険はりきゅう受療証交付申請書に資格確認書等を添えて」を「、市長が別に定めるところにより」に改め、「ときは、」の次に「市長が別に定めるところにより」を加え、「添付しなければ」を「返還しなければ」に改め、同条第4項中「に定める申請書を市長に提出して、その再交付を申請しなければ」を「の規定の例により市長に申請し、再交付を受けなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第90号

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則の一部を改正する規則

福岡市後期高齢者はりきゅう費の助成に関する規則（平成20年福岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「福岡市後期高齢者はりきゅう受療証交付申請書に資格確認書等を添えて」を「、市長が別に定めるところにより」に改め、「ときは、」の次に「市長が別に定めるところにより」を加え、「添付しなければ」を「返還しなければ」に改め、同条第 4 項中「に定める申請書を市長に提出して、その再交付を申請しなければ」を「の規定の例により市長に申請しなければ」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

告 示

福岡市告示第225号

地方自治法第260条の 2 第11項の規定に基づき、同条第 1 項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	名 称	代表者の住所及び氏名
変更前	地行浜一丁目町内会	福岡市中央区地行浜一丁目 4 番12号 山下 恵子
変更後		福岡市中央区地行浜一丁目 1 番18号 吉田 耕二

福岡市告示第226号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路として次のように指定したので、同条第 4 項の規定により公示する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

県道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	指定の部分
福岡志摩前原線	西区大字西浦387番 5 地先から 同 288番 1 地先まで	280	上下線

福岡市告示第227号

博多港港湾施設管理条例第 2 条第 2 項に規定する緑地を次のように廃止したので、同条例第 2 条の 2 後段の規定により告示する。

なお、その関係図面は、福岡市役所（港湾空港局港湾振興部港湾管理課）に備え付ける。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 緑地の名称及び位置等

名 称	位 置	区 域
香椎浜緑地	福岡市東区香椎浜ふ頭一丁目地内	福岡市東区香椎浜ふ頭一丁目21番16 の一部

2 廃止年月日

令和 7 年10月 1 日

3 図面の閲覧場所

福岡市博多区沖浜町12番 1 号

福岡市港湾空港局港湾振興部港湾管理課

公 告

福岡市公告第307号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年10月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 工事が完了した工区の名称

第 1 工区

2 第 1 工区に含まれる地域の名称

福岡市中央区小笹四丁目78番 1 及び78番 4

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区住吉三丁目12番 1 号えん博多ビル
株式会社 えんホールディングス

